

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年8月2日（平成29年（行個）諮問第120号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行個）答申第98号）

事件名：本人に係る平成28年度税理士試験（相続税法）の成績の記録された文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度（第66回）税理士試験（相続税法）における受験者の成績（点数及び順位）の記録されたファイル（本人部分）（ただし、解答用紙を除く。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月15日付け特定記号6-20により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、請求した保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

処分庁の説明によれば、「開示請求に係る保有個人情報は、電磁的記録として保有しているが、不開示情報を容易に区分して除くことが困難であり、法15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当しないことから、不開示とした。」とある。ここでいう不開示情報が何を指すか明確にされていないが、審査請求人以外の他の受験者の個人情報を指すと思われる。

審査請求人が開示を求めた保有個人情報（本人の成績（点数））は、税理士試験の受験者に対し、「税理士試験結果通知書」として通知される書面の中に、「ランク」として記載されているAからDの評価の基となっている点数であり、さらに内部的に保有しているとみられるその大問ごとの内訳である。

そうであるならば、当該電磁的記録から本件保有個人情報（本人の成績（点数））部分のみを取り出すことが技術的に困難であるとは考えにくく、

処分庁の説明は承服しかねる。よって、当該電磁的記録の記録されたデータベースシステムから本件保有個人情報を抽出し、汎用的なCSV形式のファイル等に保存して審査請求人に開示することを求める。

そのデータベースシステムが特定の受験者の成績（点数）のみを抽出して出力することを想定していない設計になっているとは通常であれば考え難い。しかし、仮にそのような仕様であるというのであれば、そのときは、全受験者の電磁的記録を紙に出力した上で、不開示情報（審査請求人の個人情報以外の部分）を全て墨塗りにすれば事足りる。本件とは別の開示請求において、審査請求人が答案用紙の開示を求めたのに対して、処分庁が紙面のほとんど全ての部分を墨塗りにして開示を実施したのと同じようにすれば可能となるのである。

そもそも、法15条2項では、「開示請求に係る保有個人情報に前条2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と明記されているのであるからして、この規定を意図的に無視したとしか思えない処分庁の説明は、甚だ理解に苦しむものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して「平成28年度（第66回）税理士試験（相続税法）における受験者の成績（点数及び順位）の記録されたファイル（本人部分）」（以下第3において「本件対象文書」という。）に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年2月15日付け特定記号6-20により、開示請求に係る保有個人情報の開示について、法15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当しないこと及び本件対象保有個人情報のうち順位の記録されたファイルについては、作成しておらず保有していないことを理由として、法18条2項に基づき原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、請求した保有個人情報の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 税理士試験制度等について

(1) 税理士試験の目的及び実施機関

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有す

るかどうかを判定することを目的として、会計学（簿記論及び財務諸表論）と税法（所得税法，法人税法，相続税法，消費税法又は酒税法，国税徴収法，地方税法のうち住民税又は事業税に係る部分並びに地方税法のうち固定資産税に係る部分）に属する11科目について行われており（税理士法6条），第66回税理士試験については，平成28年8月9日から11日に実施された。

税理士試験は，国税審議会が行うこととなっており（税理士法12条），このため国税審議会には税理士試験の問題の作成若しくは採点を行う，試験委員が置かれている（国税審議会令2条3項）。

試験委員は，豊富な実務経験や学識経験を有した者が任命されており，採点に当たっては，おおむね8月から10月の間の約2か月をかけて，自己の専門的知見に基づき，個々の答案について，単に結果のみでなく，解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮することによって，税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定しており，その公平性及び妥当性が確保されるよう十分注意しながら行っている。

国税審議会には，税理士法の規定により国税審議会の権限に属せられた事項を処理する分科会として，税理士分科会が置かれ（国税審議会令6条），税理士分科会の税理士試験に関する庶務は，国税庁長官官房人事課試験係（以下「事務局」という。）がつかさどる（国税庁事務分掌規則30条）。

事務局は，税理士試験に係る物品や役務の調達などの事務から，税理士試験受験者の問合せ等の対応，税理士試験の免除手続の処理などの一切の庶務を係長及び主任の2名のみで行っている。

（2）税理士試験における成績通知の概要

税理士試験は記述式による筆記の方法により行い，各科目とも合格基準点は満点の60パーセントである（税理士法施行令6条）。合格科目が会計学に属する2科目及び税法に属する3科目（所得税法又は法人税法は必須）の合計5科目に達したときに合格者となる。税理士試験は科目合格制をとっており，一度に5科目受験する必要はなく，一度合格した科目については，申請により，その後に行われる試験において当該科目の試験を免除される（税理士法7条1項）。

成績については，合格科目が5科目（免除科目を含む。）に達した者には合格証書で通知し，その他の受験者には，合格科目については税理士試験等結果通知書で合格した旨を通知し，不合格科目については得点をA～D（A＝59～50，B＝49～40，C＝39～30，D＝29～0）のランクで表示した税理士試験結果通知書を郵送している。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

処分庁は、審査請求人の得点が記録されたファイルは、受験者の受験番号、氏名、科目別の得点などの保有個人情報記録された平成28年度(第66回)税理士試験における相続税法の成績の記録されたファイルしかないことから、当該ファイルを本件対象文書として特定した。

なお、本件対象保有個人情報のうち順位を記録したファイルについては、上記2の(2)のとおり、税理士試験では各科目とも満点の60パーセントが合格基準点であり、順位を付ける必要がないことから、そもそも作成していない。

(2) 受験者の得点の不開示情報該当性について

税理士試験では問題用紙及び計算用紙の持ち帰りを認めていることから、試験時間中に受験者が解答内容を控え、試験後に自らの答案を再現することが可能であり、受験者が記憶等から再現した答案について受験予備校の解答速報と照合し、自己採点をすることは一般的に行われていることである。

そうすると、受験者の情報のうち得点が開示されることで、再現した答案の内容と当該答案に与えられた得点との分析や同様の開示請求を行った他の開示請求者との情報交換がなされ、さらに、答案の収集・分析を行った受験予備校等の受験技術によって、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなることから、上記2(1)の税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

したがって、受験者の得点は、これを開示することで、税理士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、審査請求人の得点は法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 法15条1項該当性について

総務省行政管理局監修「行政機関等個人情報保護法の解説」によれば、法15条1項に規定する「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものとされており、電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合には、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある、「既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」と該当しない」とされている。

税理士試験では、受験者の得点などの情報は、事務局において、税理士試験業務のために使用しているシステム(以下「本件システム」という。)に電磁的記録として登録され、その電磁的記録に基づき、可否区

分の整理や税理士試験結果通知書の作成等が行われる。

受験者の情報のうち得点については上記（２）のとおり不開示情報に該当すると認められるが、本件システムのプログラムでは、入力した受験者の得点をその他の情報と分離することが技術的に不可能である。

したがって、本件対象保有個人情報法第15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当しないことを理由として、部分開示を行わず不開示とした原処分は妥当である。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、当該電磁的記録の記録されたデータベースシステムが特定の受験者の情報のみを抽出することができないのであれば、全受験者の成績に関する情報を紙に出力した上で、不開示情報を黒塗りして開示すべきである旨主張する。

しかしながら、本件システムは、一定期間において受験者の情報を紙媒体により出力することが可能であるが、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を本人とする保有個人情報部分（対象外部分）と一体不可分となっており、特定の受験者の情報のみを抽出し出力する機能が備わっていないことから、全受験者の情報を全て出力せざるを得ない。そうすると、同様の開示請求があった都度、平成28年度（第66回）税理士試験受験者数35,589人に関する膨大な保有個人情報を一旦全て出力した上、不開示部分である得点や開示請求者以外の特定の個人を本人とする保有個人情報部分（対象外部分）を別途手作業で加工する必要が生じる。そして、税理士試験の得点を公表していない現状において、同様の開示請求が行われた場合には、限られた人員の事務局で運営している税理士試験について、例えば例年12月中旬に実施している合格発表時期が遅れることや、例年4月上旬に実施している受験案内の公表時期が遅れて翌年度の受験予定者へ影響を及ぼすなど、その適正な運営に多大な支障を及ぼすおそれがある。

4 結論

本件対象保有個人情報のうち受験者の得点は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、本件保有個人情報は、法15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

また、本件対象保有個人情報のうち受験者の順位の記録されたファイルについては、作成しておらず保有していない。

したがって、これらを理由に不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月2日 諮問の受理

- | | |
|-----------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月31日 | 審議 |
| ④ 同年9月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち順位に係るものについては作成しておらず、保有していないとして不開示とし、点数に係るものについては、電磁的記録として保存しているが、不開示情報を容易に区分して除くことが困難であり、法15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当しないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としている。

2 理由の提示について

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときには、法18条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法14条各号の不開示情報のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。
- (2) そこで、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る保有個人情報不開示決定通知書を確認したところ、「開示をしないこととした理由」欄には「開示請求に係る保有個人情報は、電磁的記録として保有しているが、不開示情報を容易に区分して除くことが困難であり、法15条1項の「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」ときに該当しないことから、不開示とした。なお、開示請求に係る保有個人情報のうち、順位が記録されたファイルは、作成しておらず、保有していない。」と記載されている。このうち、順位に係る理由の提示に特段不備があるとはいえないが、点数に係るものについては、上記記載では不開示とする法の根拠条項が明らかではなく、開示請求者において、不開示とされた箇所が法14条各号の不開示情報のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものであるとはいえない。

(3) したがって、原処分については、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法18条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子